

差別のない明るいまちを

身元調査と人権

行われています。

しかし、眞のねらいは、家族状況、居住環境、宗教、素行などの個人情報を調べることになります。これは、本人の人格や資質とは関係のないことで、その人の価値を一方的に決めつけることがあります。そして、

結婚や就職に関する自由と権利を侵害するという重大な人権問題となります。

また、こうした身元調査が同和問題の解決を妨げたり、障がい者や外国人などに対する差別行為につながっていることも問題です。

③ 調査結果利用の問題点

身元調査は興信所・探偵社などの調査機関や知人など第三者に依頼して、本人の知らないところで行われる場合が多いことは問題です。しかも、本人にその結果の確認がなされることはまずなく、誤った情報が収集されたり報告されることが多いのも問題です。

◆身元調査の問題点 ① 調査方法の問題点

身元調査は、結婚における「身書」の交換、就職応募書類の「身上調査書」（社用紙）の提出、インターネットによる「エントリーシート」の記入など本人の同意のもとに行うものもありますが、事実上拒否できない場合が多く、本人が承知しているとしても許されるものではありません。

② 調査目的の問題点

身元調査は結婚や就職に際して人物を判断するためと称して

全国の「同和地区」の地名や所在地をまとめた「部落地名総鑑」という本が発刊され、多くの企業が購入し職員採用時に利用していましたことが発覚して問題になりました。

一九九八年（平成十年）には、大阪府下の大手調査会社二社が約千四百の企業から、入社試験応募者の履歴書記載事項の確認依頼を受け、「同和地区」出身かどうか、家族の宗教、組合加入歴などについて身元調査を行い、報告していました。

なお、差別選考をなくすための制度改善が行われましたが、今もこのような差別はあります。

◆「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」

結婚や就職の際に、その当事者が居住地や出身地がいわゆる「同和地区」であるかどうかを調べられ、その夢や希望が奪われる。としたら、それは重大な人権の侵害であり、許されることではありません。

徳島県では、県民や事業者による「同和地区」での居住に関する調査の防止などを定め、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権を擁護するため、平成八年十二月に「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定しています。

◆「身元調査お断り」運動

身元調査はそれ自体が個人のプライバシーを踏みにじる重大な人権侵害であるというだけではなく、これを放置すればさらには同和問題をはじめ、さまざまなもので個人情報の管理とともに、

まちづくりのために『身元調査をしない、させない、許さない』

を合言葉に「身元調査お断りワッペン運動」を展開し、地域ぐるみで個人情報の管理とともに、

人権の詩



太陽のめぐみ

江口いと



※ワッペンに関するお問い合わせ先
小松島市人権推進課（832-3814）まで。

出典「人の值うち
江口いと人権の詩」
今野俊彦編・解説 明石書店発行